

ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年2月号 (Vol. 90)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 ｷﾀﾊﾞﾙ 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

◆確定申告をすると税金が戻る可能性のある方◆

確定申告の時期がやってきました。税金が戻ってくる主なケースをご紹介します。

◆ 医療費

1年間で医療費を10万円以上（または所得の5%のどちらか少ない額）支払った場合、税金が安くなります。ご自分の医療費だけでなく、家族全員の医療費を合算していいこととなっていますので、全員の医療費の合計金額を出してみましょう。

*医療費控除の対象となるのは、治療のために支払ったものですので、市販の風邪薬、通院のためのバス代など（バスなど交通機関を利用するのが困難な場合はタクシー代もOK）も該当します。病気予防と健康増進のためのものは対象とならず、インフルエンザの予防接種も医療費控除の対象になりません。

◆ 住宅ローン

新築住宅あるいは築20年以内（耐火構造は25年）の住宅を購入し、住宅ローンを組んだ場合、たいていの方は住宅ローン控除が受けられ、税金が戻ってきます。また、平成21年税制改正により、住宅ローンを利用していない場合であっても、バリアフリー改修や省エネ改修工事をされた方は、一定の要件を満たせば税金が戻ってくる可能性があります。

◆ 株の売買

株を売却して損が出た場合は申告しておきましょう。「源泉徴収あり」を選択した方でも上場株式等の譲渡損が出ている場合には、その譲渡損を翌年以降に繰り越すため、申告しておきましょう。

◆ 株の配当

上場株式の配当や上場株以外の配当で年10万円以下の場合には確定申告は原則不要です。ただし、所得金額が少ない方は申告をすることで税金が戻ってくる可能性があります。

◆ ゴルフ会員権

ゴルフ会員権を売却して損をした場合は確定申告で税金が戻る可能性があります。

◆ 寄付金

国や地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、財務大臣が指定した公益団体、政党への寄付をした場合は、確定申告で税金が戻る可能性があります。

◆ 年金のみ

公的年金はあらかじめ税金が源泉徴収されていますが、サラリーマンの方のように年末調整がありません。そのため保険料控除などがあれば確定申告をすることによって税金が戻ってくる可能性があります。

確定申告の期間：2月16日から3月15日まで
（還付申告は2月15日前から受付けています）
昨年、確定申告をインターネットで申告された方は、今年確定申告書が届きませんので、ご注意ください。
納付が予想される方は、「納付書」だけが届きます。

